

議案第 1 1 4 号 大津市手数料条例の一部を改正する

条例の制定について

それでは、議案第 1 1 4 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、タブレットに配信されている資料により説明させていただきます。

資料の 2 ページをご覧ください。

まず、条例改正の背景について説明いたします。

令和 6 年 6 月 1 9 日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより建築基準法の一部が改正されました。

本改正では、国や県等が建築を行う際の手続きについて、従来は行政の建築主事に対してのみ行われていたものが民間の指定確認検査機関でも行えるようになり、このことに関する事項が建築基準法第 1 8 条に追加されたことによる項の繰下げが生じたため、本市手数料条例の関連箇所を改正するものです。

法律の条項のうち条例改正の対象となるのは、国・県等が建築を行う際の手続きについて定めた法第 1 8 条第 1 6 項、第 1 9 項、第 2 4 項

が、それぞれ第20項、第28項、第38項に繰下げられることに関係する箇所です。

資料の3ページをご覧ください。

条例改正の内容について説明いたします。

今回の改正箇所及び内容につきましては、条例第2条に係る別表の

第18項 第4号から第12号のうち、各号の中の繰下げが生じる法律条項について整理を行います。

施行日は、条例の公布日または「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に定める「公布から6か月以内」の日のいずれか遅い日といたします。

これについて、具体的な施行日を定めた政令は現時点で未制定です。

なお、今回の条例改正において所管事項に係る金額の変更はありません。

資料の4ページから7ページは、条例の新旧対照表となります。

各号の中の金額表等につきましては変更がないことから省略しており、改正が必要となる法律条項の記載箇所のみを抜粋しています。

これらの中で該当する箇所について項数字を改めます。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。